参考－２

「最上川水系流域委員会」に関する公開方法

１．会議の公開

（１）会議、会議資料、議事概要は公開するものとする。ただし特段の理由があるときには、会議、会議資料及び議事概要を非公開とすることができる。

（２）前項ただし書きの場合においては、その理由を明示し、会議、会議資料及び議事概要の全部又は一部を非公開とすることができる。

２．議事概要

最上川水系流域委員会の議事について、事務局が議事概要を作成するものとする。

３．公開の方法

（１）会議資料及び議事概要は閲覧、インターネットでの掲載等によるものとする。

（２）閲覧場所は以下のとおりとする。

・東北地方整備局　山形河川国道事務所
　　酒田河川国道事務所
　　新庄河川事務所
　　最上川ダム統合管理事務所
・山　形　県　　県土整備部